

# 平成24年度から26年度まで(65歳以上の方) 介護保険料改定のお知らせ

平成12年度からスタートした介護保険の保険料については、3年ごとに見直されることとなっており、平成24年度より、今後3年間の介護サービス費等の見込みを踏まえた新たな保険料額に改定しました。

今回の見直しのポイントは次の2つです。

## ①介護報酬の改定

平成24年度から介護職員の処遇改善の確保を主な目的として報酬の改定が行われ、1・2%引き上げられました。

介護報酬が引き上げられることにより、サービスを提供するために必要な費用も増加します。このため今後必要とされるサービスを賄えるよう保険料を決める必要があります。

## ②介護サービスの利用増加

本町における65歳以上の人口割合を示す高齢化率は、平成24年4月1日現在で42%と

なっています。この高齢化は、ますます進むと考えられます。

高齢者が増えることだけで介護費用が増えることにはつながりませんが、年齢が高くなるにつれ、介護サービスの利用が必要になる確率も高くなります。本町の介護保険事業費は、年々増え、右肩上がりとなっており、平成21年度と

平成23年度を比べた場合、約5%の上昇となっています。また、今後も増加していく見込みです。

## 低所得者の負担軽減

低所得者の保険料の軽減を図り、所得に応じた負担を求め、そのため、保険料の所得段階はこれまでどおり9段階とし、介護保険料の基準額(第5段階)を決定しました。

下記フローチャートで介護保険料を決める所得段階が確認できます。また表1で月額額の保険料などが確認できますので、参考にしてください。

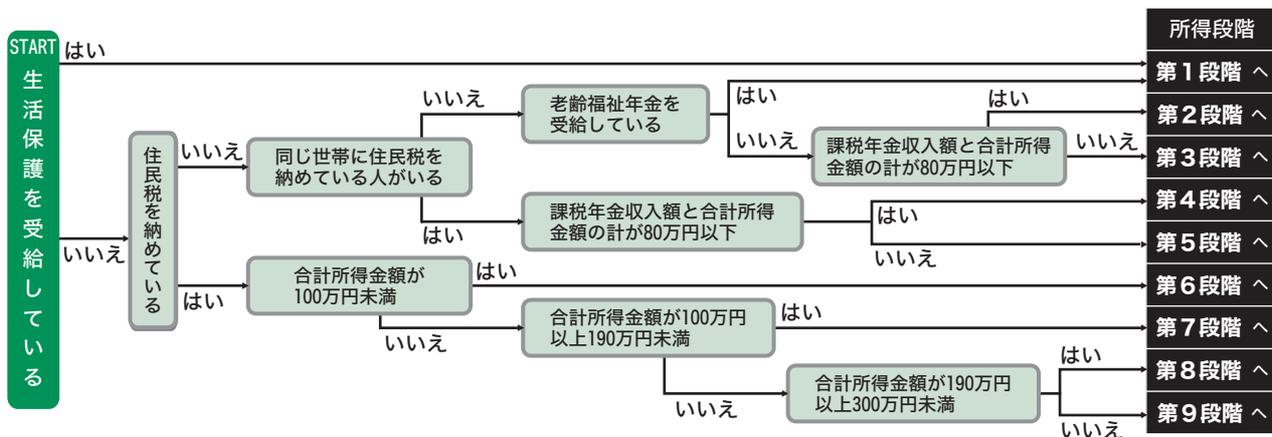


表1 ●新しい保険料(平成24年度から26年度までの3年間)

所得段階	所得段階の説明	計算方法	月額保険料	年額保険料
第1段階	生活保護を受給している人、または世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金を受給している人	基準額 × 0.50	2,180円	26,100円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額合計が80万円以下の人	基準額 × 0.50	2,180円	26,100円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で第2段階以外の人	基準額 × 0.75	3,270円	39,200円
第4段階	本人が住民税非課税、世帯に住民税課税者がいる人で、課税年金収入額と合計所得金額合計が80万円以下の人	基準額 × 0.92	4,011円	48,100円
第5段階(基準)	本人が住民税非課税で世帯に住民税課税者がいる人で第4段階以外の人	基準額	4,360円	52,300円
第6段階	本人が住民税課税で合計所得金額が100万円未満の人	基準額 × 1.25	5,450円	65,400円
第7段階	本人が住民税課税で合計所得金額が100万円以上190万円未満の人	基準額 × 1.37	5,973円	71,600円
第8段階	本人が住民税課税で合計所得金額が190万円以上300万円未満の人	基準額 × 1.50	6,540円	78,400円
第9段階	本人が住民税課税で合計所得金額が300万円以上の人	基準額 × 1.62	7,063円	84,700円

# くらしの カレンダー

# 5月 2012

**役場本庁**

【代表電話番号】 ☎56-1111

1F 税務課 ☎56-2223  
福祉課 ☎56-2224  
地域包括支援センター ☎56-2225  
生活健康課 ☎56-2222  
建設課 ☎56-2227  
出納室 ☎56-2228

2F 総務課 ☎56-2220  
企画課 ☎56-2221  
産業課 ☎56-2226

3F 議会事務局 ☎56-2229

**総合支所ほか**

【代表電話番号】 ☎59-3111

1F 商工観光課 ☎58-7077  
管理室 ☎58-7073  
住民生活室 ☎58-7070  
福祉介護室 ☎58-7071  
産業建設室 ☎58-7076  
教育総務課 ☎58-2555  
生涯学習課 ☎58-7080

文化会館 ☎59-3106  
本川根B&G海洋センター ☎59-3332  
山村開発センター ☎56-2231

**各種相談・お知らせ**

**行政相談**  
5月16日 ☎ 9:00~11:30 生活改善センター  
【問】総務課 ☎(56)2220

**社会福祉協議会「よろず行政相談」**  
5月16日 ☎ 9:00~11:30 生活改善センター

**社会福祉協議会「よろず相談」**  
5月9日 ☎ 9:00~11:30 文化会館

**社会福祉協議会「法律相談」**  
5月23日 ☎ 10:00~15:00 福祉センター  
【問】社協本川根事務所 ☎(59)2315 中川根事務所 ☎(56)1872

**精神保健福祉総合相談（精神保健、断酒など）**  
5月23日 ☎ 藤枝市中部健康福祉センター 13:15受付(断酒会)  
※要予約 中部健康福祉センター-障害福祉課 ☎054(644)9279

日	月	火	水	木	金	土
		1 B&G: 休館 文化会館: 休館	2 B&G: 夜休館 やまびこ号: F	3 憲法記念日 坂井医院(島田市) ☎0547-45-2069 B&G: 夜休館	4 みどりの日 上長尾診療所 ☎0547-56-1800 B & G: 夜休館	5 こどもの日 織田医院(島田市) ☎0547-45-3042 B & G: 夜休館
6 林医院(島田市) ☎0547-53-2352 B & G: 夜休館	7 やまびこ号: A B&G: 休館 文化会館: 休館	8	9 定例乳幼児相談 やまびこ号: B	10 あそびの教室	11 定例健康相談 やまびこ号: C	12 B&G: 夜休館
13 森本外科医院(島田市) ☎0547-46-1181 B&G: 夜休館 文化会館: 休館	14 やまびこ号: D B&G: 休館 文化会館: 休館	15 ポリオ予防接種	16 ことばの相談(予約制) 小児科医健康相談(予約制) やまびこ号: E	17	18 定例健康相談 地区巡回健康相談 竹の子会 やまびこ号: F	19 B&G: 夜休館
20 鈴木内科医院 ☎0547-58-3100 B&G: 休館	21 ふれあいママ教室 やまびこ号: A B&G: 休館 文化会館: 休館	22 ポリオ予防接種	23 定例乳幼児相談 おじさんキッチン やまびこ号: B	24 あそびの教室	25 定例健康相談 地区巡回健康相談 やまびこ号: C	26 B&G: 夜休館
27 すぎもと耳鼻咽喉科 クリニック(島田市) ☎0547-47-3387 B&G: 夜休館	28 B&G: 休館 文化会館: 休館 やまびこ号: D	29	30 2歳、2歳6カ月児 歯科検診 やまびこ号: F	31 志太榛原地域救急医療センター(内科・小児科) 5月診療 診療時間 月曜~木曜日 午後7時30分~10時 金曜~日曜日 午後7時30分~翌日午前7時 ※ただし5月4日☎、11日☎、18日☎、25日☎の午後10時 から翌日午前7時は小児科のみ。 ☎054(644)0099		

健康カレンダーなどは予告なく変更する場合があります。確認してお出かけください。健康カレンダーについては生活健康課 ☎(56)2222

休日当番医 社協榛原郡医師会HP <http://www.haibara-med.or.jp/> 子育て支援施設 ☎(57)2231 休館日: 日、月、祝日

## やまびこ号のコース

【問】文化会館 ☎(59)3106

	地名集会所	西地名	塩郷	下泉駅	下泉原	農協茶工場	南部小学校	高郷住宅
<b>Aコース</b>	着 9:15 発 9:35	9:40 10:00	10:10 10:25	10:30 10:45	10:50 11:05	11:15 11:35	13:15 13:35	13:45 14:00
<b>Bコース</b>	着 9:20 発 9:40	10:00 10:20	10:30 10:50	11:10 11:30	13:05 13:25	13:30 13:40	13:45 13:55	
<b>Cコース</b>	着 9:15 発 9:30	9:40 10:00	10:10 10:30	10:40 10:50	10:55 11:05	11:15 11:35	13:30 13:45	13:55 14:15
<b>Dコース</b>	着 9:15 発 9:35	10:00 10:30	10:35 10:55	11:05 11:20	11:25 11:40	13:10 13:30	14:00 14:20	14:25 14:40
<b>Eコース</b>	着 9:30 発 9:50	10:30 10:50	10:55 11:15	13:00 13:20	13:40 14:00	14:25 14:45		
<b>Fコース</b>	着 9:15 発 9:30	9:35 9:55	10:00 10:15	10:30 10:50	10:55 11:15	13:05 13:20	13:50 14:00	14:10 14:20

